

6月市議会が始まります

川口市議会 6月定例会が6月3日に開会予定です。

新型コロナウイルス感染拡大による市民生活への影響の対応のため、市独自の中小企業への給付金などをはじめ関連予算や専決処分について提案されます。

今議会では日本共産党から板橋ひろみ議員が一般質問を行います。

議会の日程案と板橋議員の一般質問の要旨をお知らせします。

6月3日開会

10日(水) 一般質問	板橋ひろみ議員 15時～ <ul style="list-style-type: none"> ●市内の医療体制の整備、医療機関への支援策について ●市内業者への支援について ●市民の命とくらしを守る地方自治体の施策について ●福祉施設や労働者と利用者・家族のいのちと健康、暮らしをまもるために
11日(木) 一般質問	
15日(月) 常任委員会	10時～ 建設消防常任委員会 13時30分～ 総務常任委員会
16日(火) 常任委員会	10時～ 福祉保健常任委員会 13時30分～ 環境経済文教常任委員会
19日(金) 閉会	

※議会の傍聴は自粛が呼びかけられています。本会議はインターネットで傍聴できます。

市民合意が不十分な 水道料金的大幅負担増は撤回して 低所得世帯へ減額制度の創設を

[市民合意が不十分な料金的大幅負担増は撤回を]

川口市は3月市議会で水道料金を平均25.01%の大幅値上げとなる議案を可決、9月1日から実行する計画です。新型コロナで打撃を受けている市民の生活や市内業者の経営を考えれば、とても9月からの値上げなどできないはずです。

市は改定理由について「～事業拡張期に建設された水道施設の老朽化が顕著であり、今後、更新費用の増加が見込まれます。～人口が増加している現在においても、節水機器の普及や生活様式の変化などにより、給水収益は伸び悩んでいるのが現状です。～よって現行水道料金の改定が必要と考え、諮問するものです」と川口市上下水道事業運営審議会で説明しています。審議会は3回、なおかつ、昨年7月の1回目の審議会では「川口市市民参加条例第16条第1項第2号および第17条ただし書き」の規定に基づくとして、水道料金については審議終了まで資料及び議事録は公開しないことまで確認していたのです。とても市民合意を十分に果たしているとは考えられず、9月からの料金的大幅負担増は撤回をすべきです。

[地方公営企業法について]

水道事業は地方公営企業法に基づいて運営されています。地方公営企業法は、独立採算制を基軸として事業運営することを定めていますが、地方公営企業法第3条「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」とあるように本来の目的は公共の福祉の増進です。

しかし、時の政府の意思で法改正したり通知をすることで、より独立採算性が強められた結果が市民への大幅負担増です。命にかかわる水についての会計が独立採算の発想で良いのか。国の政治の在り方が問われます。

[低所得世帯への減額制度創設を]

さいたま市には水道と下水道料金の減額制度があります。市民の申請にもとづき、生活保護法による生活扶助の給付を受けている方、児童扶養手当の給付を受けている方、市民税・県民税が非課税の世帯などに1か月の水道料金のうち最小口径の基本水量相当額を減額するものです。川口市でも低所得世帯に水道料金の減額制度を創設すべきです。

総務大臣の答弁に基づき ホームレスへの特別定額給付金について 生活福祉課と話し合い

住民登録や口座がないホームレスが、国の10万円の給付金を受け取れない問題を日本共産党の山添拓参議院議員が国会で取り上げました。高市総務大臣は「給付金が届くように、各自治体や支援団体などとも連携して住民登録を行う取り組みを進める」と答弁しています。

そのことを受けて、5月20日に反貧困ネットワークの皆さんが行っている、ホームレス支援に参加している市内在住の五十嵐健さんと、日本共産党川口市議団で生活福祉課と話し合いの場を持ちました。生活福祉課としても市内のホームレスに10万円の定額給付金について、国からの通知を直接知らせると共に、住民登録する上でも無料低額宿泊所や居宅設定の案内をおこなっています。



川口市への要望として―

- ① 必要とする方が給付金を受け取れるように市としても柔軟な対応を検討すること
- ② あらためて給付の申請をする上でも無料低額宿泊所を実際に見てもらったり、居宅設定の相談に応じることを生活福祉課に伝えました。

五十嵐さんは「東京都でもそうですが、景気に左右され、住む場所をなくして新たにホームレスとなった皆さんは夜にならないと会えません。市も巡回をしています、夜に巡回している私たちと支援の連携ができたらうれしいです」と結びました。

次世代支援・教育力向上特別委員会 より報告

5月20日から議会の各種特別委員会が開かれました。今号では「次世代支援・教育力向上特別委員会」について報告をします。当日はコロナ感染症対策のもと委員全員の出席、傍聴者の参加のもと開かれました。

1つ目として、「教育委員会定例会の開催状況について」報告があり、川口市立幼稚園の今後の計画について(保護者からの要望に応え令和3年から3年保育を実施する)、中学校適正規模適正配置基本方針の改訂について、令和元年度川口市立高等学校卒業者の進路状況について等質疑が行われました。

2つ目として、「いじめ根絶に向けた取り組み状況について」の報告があり、子ども部から川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例(平成29年4月施行)の新たな取り組みの一つとして設置された委員の活動状況についてまた、教育委員会からはいじめ問題の現状について、いじめの認知件数・解消件数・解消率について、いじめ問題調査委員会の設置及び活動状況について及び「川口市いじめの防止等のための基本的な方針改定版」案の説明や報告がありました。「幼児期からのいじめの未然防止に向けた取り組みを推進する」「加害者への成長支援の観点の基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援になる」などが方針案に新たに盛り込まれた理由と今後の取り組みについて等質疑が行われました。党市議団として、いじめ問題調査委員会が設置されるまで時間がかかっている理由について説明を求め、保護者からはいじめ問題調査委員会の設置を求めても叶わないこともあり、あきらめもあると聞いているが保護者生徒の求めにきちんと対応するよう求めました。

いじめ防止対策推進法 第28条

(学校の設置者又はその設置する学校による対応)

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二、いじめにより当該学校に在籍する児童等が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。